

## 令和5年度予算編成方針

令和3年4月にスタートした「高梁市総合計画（以下、「総合計画」）という」で掲げる都市像「健幸都市たかはし」の実現に向けて、いままでに取り組んだ施策や事業の進捗状況をしっかりと捉える中、まちづくりの5つの基本方針と横断的施策である、「人口減少対策」、「防災力の向上」、「未来革新技术の活用」に基づく取り組みを引き続き一層推進していかなければならない。

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、オミクロン株などの変異種の発生による経済リスクは今後も発生しうるものの、緊急事態宣言など厳しい行動制限を課すような状況からは回復傾向で、今後は持ち直しの動きが見られると予想されている。一方、令和4年2月にロシアによるウクライナ軍事侵攻が発生し、この影響で国外からの物資の供給面が不安定となる中、国際商品・金融市場の不確実性が大きく増している。新型コロナウイルスも含めた複合的な要因により、原油を始めとしたエネルギー・原材料、穀物等の国際価格の高騰が続いたことから、令和4年4月から3ヶ月連続で消費者物価指数（生鮮食品除く）は昨年同月から2%を上回った。

このような状況を踏まえ、国は経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）において、コロナ禍からの回復とウクライナ情勢下での当面の対応を示しつつ、中長期的には新しい資本主義の実現に向けた取組を掲げたところであり、行動制限下で抑制されてきた消費活動の盛り上がりなど、需給面でのプラスが想定されるが、感染症の動向、ウクライナ情勢の変動等極めてリスクが高く予見し難い状況にある中、幅広い視野で注視していく必要がある。

本市の財政状況は、「平成30年7月豪雨」の災害対応等に伴い減少した基金残高は依然として低水準のままであるうえ、合併特例措置の終了に伴う普通交付税の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響や人口減少等により市税等の減収が見込まれるなど、依然として厳しい財政見通しとなっている。

こうした状況ではあるが、新型コロナウイルス感染症を乗り越え、「市民生活と地域経済を守り、ずっと住み続けたい」と思えるまちを目指し、各種施策を展開していくものとし、職員一人ひとりが厳しい財政状況を認識した上で、団結してこの難局を乗り越えていく必要がある。

総合計画を着実に推進するため、本日から本格的な予算編成に取りかかるものとし、については令和5年度予算編成方針を次のとおり定めるので、各部局においては厳しい財政状況を十分認識した上で、この編成方針に基づいた予算編成事務に当たるようここに示達する。

令和4年10月3日

高梁市長 近藤 隆 則

## 第Ⅰ 本市の財政状況及び今後の財政見通しについて

本市の財政状況は、令和3年度普通会計決算で見ると、歳入において国の臨時経済対策等により普通交付税や地方消費税交付金が大幅に増収となったことなどから、財政構造の弾力性を示す経常収支比率では、人件費や扶助費等の義務的経費が増加しているものの、令和2年度と比べ3.7ポイント改善し91.0%となり、また、全会計の地方債元利償還金が市税・交付税等の経常一般財源に占める割合を示す実質公債費比率も12.5%から11.9%と0.6ポイント低下するなど、その他の各財政指標も全般的に若干改善したところであるが、一過性という懸念も拭いきれず、楽観できる状況にはない。

また歳出では、近年の大型事業の実施や災害復旧事業等による公債費の増加、感染症再拡大や原油等の輸入価格高騰などにより先行きが不透明な中、引き続き政策的経費に係る財源については、市の貯金にあたる基金の取り崩しや、借金にあたる市債によってその多くを対応していかなければならない。

こうしたことから、歳入確保に努めながら歳出はそれに見合った規模に抑制し、各種の財政指標にも注意しながら適正な歳出予算を組まなければならない、各事業の必要性、適正規模等をさらに見直していく必要がある。

## 第Ⅱ 令和5年度予算編成の方針

世界経済の不確実性が増している中、令和5年度については、市税において、ウィズコロナによる消費回復などにより一定程度の税収は見込めるものの、企業業績については原油等の輸入価格高騰の影響も想定されるため、増収を見込むことは難しい状況である。

また、地方譲与税や地方交付税など、その他の交付金については、景気動向や市税収入等と連動することから、増減はあるものの、歳入全体として大幅な増は見込めない状況である。

一方、歳出では、高齢化の進展に伴う扶助費や医療・介護など社会保障分野への繰出金が増加傾向にあるほか、原油等の輸入価格高騰に伴う光熱水費や脱炭素、デジタル化を推進する取組に係る経費などが増加するものと見込まれ、さらに、大型事業の推進に伴う公債費や公営企業への繰出金、公共施設の改修費などの増加も見込まれている。

しかしながら、このような厳しい財政状況にあっても、将来に向けて真に必要な取組には積極的に投資するとともに、今後見込まれる財政需要や災害等への備えとして一定の基金残高を確保していくためには、世界情勢や国施策等の動向を注視し、行財政改革をはじめ、厳格な優先順位付けによる事業の選択と集中、財源確保など、これまで以上に強力に推進していく必要がある。

このため、以下の方針に留意し、行革による事務事業評価の取り組みを踏まえ、事業の必要性や優先度を十分に考慮し、徹底した事業の見直しに努めるとともに、限られた財源の中で、職員一人一人が事業に対する財源を意識し、真に必要な市民サービスにこたえる重点的・効率的な予算編成を行うこと。

(1) 次の事業を重点施策として、重点的に予算配分を行うこととするため積極的に検討すること。

①ゼロカーボンと防災、減災の推進

- ・カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギーの導入・利用の拡大
- ・大規模自然災害リスクの高まりを踏まえた防災・減災に資する取組

②ベビーファースト運動の推進

- ・子どもの成長段階に応じた様々な子育て支援事業の取組
- ・子育て世代が安心して子育てできる環境の整備

③デジタルスマートシティの推進

- ・行政手続きや行政システムにおけるデジタル化の推進
- ・AIなどのデジタル技術を活用した業務改善の取組

(2) スクラップアンドビルドの徹底

行財政改革の取組を強力かつ着実に進め、新型コロナウイルス感染症の影響により中止・延期とした事業も含め、必要性・緊急性・効率性等を精査したうえで取捨選択、または、発想の転換による再構築を行うなど、限りある人的資源や財源を効率的に活用するため、全ての事業を対象にスクラップアンドビルドの検証を徹底する。特に、行革で実施した「事務事業評価」について、評価結果と予算要求の整合をとり、安易に前年度と同じ要求としないこと。

(3) 行財政改革の取組み等による財源の確保・財政負担の軽減

行財政改革プランに位置付けられた事務事業評価、補助金の見直し、公共施設の見直しなどの取り組みを着実に推進し、新たな事業の財源とするなど、積極的な財政負担の軽減に取り組むとともに、公民連携の強化により、ふるさと応援寄附や企業版ふるさと納税、クラウドファンディング、人材活用など、柔軟な発想で財源確保に努めるほか、国が重点分野とした5つの柱など、国施策を最大限活用する。

### 第Ⅲ 予算編成に際しての留意事項

#### 1. 全般的事項

- (1) 全ての事業について改めて見直しを行い、必要最小限の要求額に絞り込み、前年度より一般財源を上回ることをしないよう留意すること。(ゼロシーリング)
- (2) 新規事業の創設に当たっては、原則、スクラップアンドビルドにより、一般財源ベースで同規模程度の事業の廃止・縮小を行うことを条件とする。
- (3) 既存事業においては、行革の観点から優先度や目標達成状況等を重視した見直しを行い、市費の上乗せ事業の廃止や事業統合を検討するなど、事業費、事業数の削減に努めること。

(4)各施策の目的を明確にし、単に過去の予算をスライドすることのないようにすること。また、関連法令・市条例との整合性の確認、既存資源の再利用や適正な在庫管理、執行計画等により、無駄のない要求をすること。

## 2. 歳入に関する事項

(1)市税については、経済情勢の推移や税制改正の動向を的確につかみ、課税客体の完全把握と収納率の向上等に取り組み、税収の確保に努めることとし、的確な収入見込額を算定すること。

(2)市税などの滞納整理を積極的に行い、安易に不納欠損とすることのないよう解消へ向けて最大限の努力をすること。特に強制徴収できる「強制徴収公債権」については差押えなどにより回収率の向上に努めること。

(3)新たな歳入(財源)を積極的に発掘し、予算化に努めること。既存事業であっても新たな財源が獲得できないか、あらためて検証すること。

- ・国県以外の各種団体からの助成金を獲得すること
- ・適正な受益者負担を図ること
- ・遊休未利用地の売却や有効活用を図ること

なお、国県支出金等の廃止や縮減が行われた事業は、事業見直しの好機と捉え、漫然と市の単独事業として継続することなく、事業自体のあり方から見直すこと。

## 3. 歳出に関する事項

(1)一般財源の削減について徹底的に取り組むため、緊急性が低い事業については、重点的にかつ大胆に、査定を行うこととする。なお、政策的経費はもちろんのこと、経常経費についても、厳しい査定を行うこととなるので留意すること。

(2)予算要求に当たっては通年予算編成の原則を踏まえることとし、安易に補正予算に頼ることのないよう留意すること。特に補助金交付事業については制度内容や条件の見直しを行い通年予算額とすること。

(3)団体運営補助金については、金額の大小だけでなく、本質的に必要な事業かどうか厳しい視点を持って審査し、事業効果が不明確又は乏しいものについては廃止を含めて見直しを行うとともに、繰越金の多い団体の補助金については実態に見合った予算対応を行うこと。

(4)国・県補助事業については、国・県の施策の動向に十分留意するとともに、必要なものについては国・県との協調、連携を図り、積極的に補助金の確保を図ること。

#### 4. 債務負担行為について

債務負担行為の設定に当たっては、その内容や将来の財政負担を十分検討した上で、必要なものに限り要求すること。

#### 5. 特別会計に関する事項

本予算編成方針の主旨を基本とし、会計設置の本来の原則に基づき、当該会計の経営効率の改善と自立化に向けた取り組みを強化し、一般会計からの繰入金の縮減に最大限努めること。特に滞納となっている使用料等については、負担公平の原則を崩すものであり、一般会計の財政負担にも大きく影響することから、その解消に努めることとし、収納率の向上を図ること。